

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）及び地方税法第48条に規定する徴収又は滞納処分に関する次に掲げる者（当該者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。以下同じ。）である場合は、当該法人（当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）した場合には当該分割により事業を継承した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 鳥取県税条例第137条の2第1項第1号に規定する身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者</p> <p>（2）及び（3） 略</p>	<p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）及び地方税法第48条に規定する徴収又は滞納処分に関する次に掲げる者（当該者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。以下同じ。）である場合は、当該法人（当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）した場合には当該分割により事業を継承した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 鳥取県税条例第137条第4号に規定する身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者</p> <p>（2）及び（3） 略</p>

6～22 略

(開示の方法)

第4条 法第30条の37第2項の規定による書面による開示(次条において「書面開示」という。)は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。

(費用負担の額)

第4条の2 書面開示を受ける者が条例第7条の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 書面の作成に要する費用 1枚につき10円
- (2) 書面の送付に要する費用 送付に要する実費の額

6～22 略

(開示の方法)

第4条 法第30条の37第2項本文の規定による書面による開示は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。